6　その他
⑴　手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
⑵　契約保証金　要
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有（工事監理に伴う設計意図伝達業務）
⑸　関連情報を入手するための照会窓口　上記5⑴に同じ。
⑹　上記2⑴②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又は上記2⑵に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も上記5⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑺　技術提案書に関するヒアリングを行う。
⑻　詳細は説明書による。
7　Summary
⑴　Classification of the service to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : Design Work of a building for the non-invasive measurements of humanbrain functions (tentative name)
⑶　Time-limit to express interests by bringing, mail : 5 : 00 P.M. 9 November 2009
⑷　Time-limit for the submission of proposals by bringing, mail : 5 : 00 P.M. 5 January 2010
⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Facility Management Team, Finance Department, National Institute of Information and Communications Technology. 4―2―1 Nukuikita-machi Koganei-shi Tokyo Japan 184―8795 TEL 042―327―5700

資　格

競争参加者の資格に関する公示

ＭＲＩ実験棟（仮称）設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成21年10月27日
独立行政法人情報通信研究機構
契約担当理事　吉崎　正弘
◎調達機関番号　592　◎所在地番号　13
1　業務概要
⑴　業務名　ＭＲＩ実験棟（仮称）設計業務
⑵　業務内容　大阪府吹田市山田丘１－１に計画しているＭＲＩ実験棟（仮称）新営工事の建築及び建築設備の基本設計及び実施設計業務を行うものである。
⑶　履行期限　平成22年11月30日
2　申請の時期　平成21年10月27日から平成21年11月９日まで（土曜日及び日曜日を除く。）。なお、平成21年11月９日以降当該業務に係る技術提案書の提出時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても随時申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務）」（以下「申請書」という。）は、平成21年10月27日から平成21年11月９日まで　〒184―8795 東京都小金井市貫井北町４－２－１　情報通信研究機構財務部会計室工事契約チーム（電話042―327―7443）において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法
申請者は、申請書に○○設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は3⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語
申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　設計共同体としての資格及びその審査
次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。
⑴　組合せ
構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　情報通信研究機構契約事務細則第３条及び第５条の規定に該当しない者であること。
②　情報通信研究機構（以下「機構」という。）又は総務省における平成21・22年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
③　当機構から、工事等の請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成19年４月16日07財務部通知第１号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
⑵　業務形態
①　構成員の分担業務が、業務の内容により、○○設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、○○設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件
構成員において決定された代表者が、○○設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書
設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における設計共同体の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別添１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。
5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。
また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
6　資格審査結果の通知
「競争参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
⑴　設計共同体の名称は、「ＭＲＩ実験棟（仮称）△△・××設計業務共同体」とする。
⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）」（平成21年10月27日付け情報通信研究機構契約担当理事）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

随意契約

随意契約に関する公示

次のとおり随意契約について公示します。
平成21年10月27日
支出負担行為担当官
外務省大臣官房会計課長　水鳥　真美
◎調達機関番号　014　◎所在地番号　13
○第88号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　「領事関連データ管理システム」及び「在留届電子届出システム」の機能追加に係る改修・開発　一式
2　随意契約の予定日　平成21年11月16日
3　随意契約によることとする「政府調達に関する協定」の規定上の理由　ｄ「互換性」
4　随意契約を予定している相手方の名称
富士通㈱
5　担当部局　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１　外務省領事局政策課　圓山　尚登　電話03―3580―3311　内線5536